平成30年度会費の額及び納入方法

(一般社団法人 東京都トラック協会 城東支部)

考

参

第1 会費の額

- 1、本部会費
- (1)店頭割会費:1店社 月額 2,600円とする。
- (2)車両割会費

※当該年度の4月1日現在、東京運輸支局に登録した事業用自動車の数を基準とし、次によりそれぞれの区分により計算した金額を月額とする。 但し、小型車に換算した車両数6両までについては、車両割会費 は徴収しないものとする。

小型車に換算した場合の車両規模		1両当り
7両から	20両までについて	150 円
21両から	50両までについて	140 円
51両から	100両までについて	130 円
101両から	200両までについて	90 円
201両から	600両までについて	80 円
601両以上について		70 円

(3)入会金:協会に新規加入の際、徴収する。

1事業者 50,000円

2、支部会費

- (1)店頭割会費:1店社 月額 3,000円とする。
- (2)車両割会費:小型車換算 1両当り 月額100円とする。

注1:大型車とは、道路運送車両法施行規則第2条に定める種別中の普通自動車及び大型特殊自動車をいう。

小型車とは同法施行規則第2条に定める種別中の小型自動車及び軽自動車をいう。

注2: 小型車換算とは、大型車1両につきこれを小型車2両に換算することをいう。

第2 納入方法

上記会費は原則として1年を4期に分け、次により支部に納入するものとする。

<u> </u>		
	対 象 期 間	納入期日
第1期	(4月~ 6月分)	4月末日まで
第2期	(7月~ 9月分)	7月末日まで
第3期	(10月~12月分)	10月末日まで
第4期	(1月~ 3月分)	1月末日まで